

諮問番号：令和 7 年諮問第 2 号（文）

諮問日：令和 7 年 11 月 5 日

答申番号：令和 7 年度答申第 1 号（文）

答申日：令和 8 年 3 月 25 日

件名：国会職員法第 22 条に係る検討の記録の開示に関する件

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

本属長等の許可を要する有償の兼業について、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 104 条が定める政府一般職の当該兼業の要件である「継続的又は定期的」を、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）第 22 条に定める当該兼業の要件に含めないことを検討した検討過程が記載される文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の求め（以下「本件開示申出」という。）に対し、国立国会図書館の館長（以下「館長」という。）が、本件開示申出文書は保有していないため開示しないとした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第 2 苦情申出人の主張の要旨

#### 1 苦情申出の趣旨

本件の苦情申出の趣旨は、国立国会図書館事務文書開示規則（平成 23 年国立国会図書館規則第 4 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づく開示の求めに対し、館長が令和 7 年 9 月 24 日付け「事務文書不開示通知書」（令和 7 年国図総 2509222 号。以下「本件不開示通知書」という。）により、本件開示の求めのあった事務文書は作成しておらず、保有していないため開示しないとしたことについて、事務文書を特定の上、開示すべきであるというものである。

#### 2 苦情の内容

苦情申出人の苦情の内容は、苦情の申出書の記載によると、次のとおりである。

国家公務員法第 104 条に定める政府一般職の兼業については「継続的又は定期的に従事すること」が要件とされているのに対して、国会職員法第 22 条に定める兼業には「継続的又は定期的」の要件は含まれないものと国立国会図書館は検討し、単発の場合であっても兼業に含める運用が採られていたと解される。国家公務員法と国立国会図書館の解釈に根本的な差異が生じている以上、内部での検討及び法務部門への照会等が行われ、その過程が文書に記録されていることは、通常の公務運営に照らして当然であるから、その検討過程が記載された文書の開示を求める。

### 第 3 館長の説明の要旨

国家公務員法第 104 条は営利企業の役員兼業又は自営兼業以外の報酬を得る兼業について、国会職員法第 22 条は給料を得る兼業について、本属長等の許可を要することを定めている。国家公務員法第 104 条が定める兼業については「継続的又は定期的に従事する」ことが要件の一つとされているところ、国立国会図書館（以下本項において「当館」という。）職員に適用される国会職員法第 22 条が定める兼業は必ずしも継続的又は定期的に従事する場合に限られないとして当館では運用されていること（以下「当該事項」という。）について、当館は検討、法務部門への照会等の過程を記録した文書を保有していない。

苦情申出人は、当該事項において当館と政府の運用が異なることを理由に、当該事項について当館が検討することは通常の公務運営に照らし当然であるとして、当館が開示請求に係る事務文書を作成したと主張して開示を請求している。

本件苦情申出を受け、再度の探索を実施したが、平成 21 年に国立国会図書館職員兼業取扱内規が全部改正された際に運用について定めた文書（国図人 090326004 号）は保有しているものの、当該文書策定時の検討状況を記録した事務文書の存在を確認することはできなかった。

国立国会図書館文書取扱内規（昭和 59 年国立国会図書館内規第 13 号）第 47 条の定めを受けて規定された国立国会図書館文書保存区分内規（平成 2 年国立国会図書館内規第 7 号。以下「文書保存区分内規」という。）第 3 条及び別表において、例規の解釈又は運用に関する文書の保存期間は、特に重要なものは永久（文書保存区分内規別表の一 2）、それ以外のものは 10 年（同表の二 1）と定めて運用している。当該事項に関する検討が行われてその状況を記録した事務文書が作成されていた場合には、その文書の保存期間は原則として 10 年である。

探索に当たっては、当該事項に関する検討状況を記録した事務文書を作成後に廃棄した可能性も想定し、廃棄状況を確認するため、当館が暦年ごとに作成する文書廃棄簿も探索したが、該当する廃棄の記録は発見できなかった。

また、国立国会図書館職員兼業取扱内規が全部改正された平成 21 年に、その運用等について検討等するため作成された文書については、当該年に作成され 10 年の保存期間後に廃棄された文書に係る文書廃棄簿の保存期間である 5 年（同表の三 16）が既に徒過しており、全ての廃棄状況を確認することはできなかった。

したがって、当該事項に関する検討状況を記録した事務文書を過去に作成したこと自体が明らかではなく、仮に作成したとしても保存期間経過により廃棄したと考えられ、当館は、本件において開示を求められた事務文書は保有しておらず、規則第 8 条第 2 項の規定により、開示を求められた文書の全部を開示しない場合に当たるとすることが適当である。

#### 第 4 調査審議の経過

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ①令和 7 年 11 月 5 日 | 諮問                |
| ②令和 8 年 1 月 7 日  | 館長からの説明の聴取及び調査・審議 |
| ③令和 8 年 3 月 25 日 | 館長からの説明の聴取及び調査・審議 |

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示申出文書について

本件開示申出は、「本属長等の許可を要する有償の兼業について、国家公務員法第 104 条が定める政府一般職の当該兼業の要件である「継続的又は定期的」を、国会職員法第 22 条に定める当該兼業の要件に含めないことを検討した検討過程が記載される文書」の開示を求めるものである。

本件不開示通知書は、本件不開示決定の理由を「本件開示の求めのあった事務文書については、作成しておらず、保有していない」とするものであった。この点につき、審査会が館長から收受した令和 7 年 11 月 5 日（令和 8 年 2 月 12 日修正）付けの「令和 7 年諮問第 2 号（文）に関する理由説明書」は、「第 3 館長の説明の要旨」に記載されているとおり、不開示の理由を「本件開示申出文書は、作成しておらず、又は保存期間満了により廃棄しており、保有して

いない」と改めている。

これに対し、苦情申出人は、当該事項について政府の運用と乖離のあることを理由に、当該事項について国立国会図書館が検討することは通常の公務運営に照らし当然であるとして、国立国会図書館が開示請求に係る事務文書を作成したと主張して本件開示申出文書の開示を求める旨主張する。そこで、上記の不開示理由を踏まえ、以下、国立国会図書館が本件開示申出文書を保有していたと認められるか否かを検討することとする。

## 2 国立国会図書館による本件開示申出文書の保有について

(1) 館長は、令和7年8月1日付け「国立国会図書館事務文書の開示について」において開示を求められた文書を特定するため、「継続的又は定期的に従事する」ことを国会職員法第22条に定める当該兼業の要件に含めないことを検討し、法務部門に照会する等の過程を記録した文書を探索したが、存在を確認することはできなかった、と説明する。本件開示申出の趣旨・内容等を踏まえるならば、館長の当該説明に特段不自然な点は見当たらず、国立国会図書館は本件対象文書を保有していたとは認められない。以下、その理由を述べる。

(2) 1 記載のとおり、苦情申出人は、当該事項において国立国会図書館と政府の運用が異なることを理由に、当該事項について国立国会図書館が検討することは通常の公務運営に照らし当然であるとして、国立国会図書館が開示請求に係る事務文書を作成していると主張する。しかしながら、この点につき、館長は、本件苦情申出を受け、再度の探索を実施し、平成21年に国立国会図書館職員兼業取扱内規が全部改正された際に運用について定めた文書（国図人090326004号）は保有していることを確認したものの、当該文書策定時の検討状況を記録した事務文書の存在は確認することはできなかった、と説明しているのであって、この説明に不合理な点はない。

すなわち、国立国会図書館文書取扱内規及び国立国会図書館文書保存区分内規に定めるところによれば、特に重要なものを除いて、例規の解釈又は運用に関する事務文書の保存期間は10年とされている。かつ、館長の説明によれば、探索に当たっては、当該事項に関する検討状況を記録した事務文書を作成後に廃棄した可能性も想定し、廃棄状況を確認するため、国立国会図書館が暦年ごとに作成する文書廃棄簿も探索したが、該当する廃棄の記録は発見できなかったとのことである。そこで、本件における館長の探索は合理的なものであったか否かを検討するに、国立国会図書館職員兼業取扱内規が全部改正されたのは平成21年のことであって、その運用等について検討等するために仮に事務文書が作成されたとしても、この種の事務文書の保存期間は文書保存区分内規上10年とされていることから、令和2年にはこの種の事務文書は廃棄されたものと考えられる（平成21年に作成された10年保存の事務文書の保存期間は、令和元年末日に満了した。）。また、この種の事務文書が廃棄されたか否かを確認するためには現存の文書廃棄簿を確認する必要があるところ、文書保存内規上は文書廃棄簿の保存期間は5年であって、令和2年以前の文書廃棄簿は廃棄されていることから、当該年以前のこの種の事務文書の廃棄状況を確認することは不可能である（令和元年末日に保存期間が満了した事務文書の文書廃棄簿の保存期間は、令和6年末日に満了した。）。かつ、令和3年以降の文書廃棄簿にこの種の事務文書が廃棄された記録のないことは確認されている。

よって、上記のように合理的と考えられる探索の結果として、本件開示請求文書の存在及

び仮に作成されたとしても廃棄されたか否か確認されなかった以上は、当該事項に関する検討状況を記録した事務文書を過去に作成したこと自体が明らかではなく、仮に作成したとしても保存期間経過により廃棄したと考えられるとする館長の説明に特段不自然な点は見当たらない。

(3) その他、国立国会図書館が本件開示申出文書を保有していたことをうかがわせる事情もない。

(4) したがって、国立国会図書館は本件開示申出文書を保有していたとは認められない。

### 3 結論

以上のことから、館長が、本件開示申出文書は、保有していないため開示しないとした原判断は、妥当であると判断した。

国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会

会長 高橋滋 委員 徳本広孝 委員 田部井彩